

令和2年9月18日

苦 小 牧 市 長
岩 倉 博 文 様

特定非営利活動法人 木と風の香り
代 表 理 事 辻 川 恵 美

要 望 書

子どもの見守り強化アクションプランの発展的な実施について

私たち、特定非営利活動法人木と風の香りは、苦小牧市音羽町で子ども食堂を運営し、地域の子ども達に居場所と食事を提供する活動を行っています。

活動の性質上、日ごろから生活に困窮しているご家族や、育児困難を感じている親子に接することがあります。これら親子の多くは、自分たちがハイリスクな環境に置かれていることを自覚していないケースがほとんどであり、利用可能な様々な行政サービス等の情報を自ら収集することがありません。このため、状況を知り得た第三者による行政サービス等への結びつけが必須になるものと考えています。

コロナ禍では、ライフスタイルの変化により通常では起こり得ないストレスが生まれ、これまで潜在化してあまり見えていなかったハイリスク家庭が、虐待という事案を伴って顕在化してきているものと思われます。

要保護児童対策地域協議会におかれましては、協議会を構成する諸団体の皆様とこれまでも様々な予防措置を講じられてきているとは存じますが、すべてのハイリスク家庭を捕捉することは非常に困難であると思えます。

苦小牧市では、複数の子ども食堂が新たに社会的な機能として活動を展開しております。これらの社会的な機能を新たなセーフティネットとして有効に活用し、ハイリスク家庭の捕捉率を少しでも引き上げ、不幸な結果を減らすことができるのではないかと考えますことから、下記の3点について要望いたします。

記

1. 自覚なきハイリスク家庭に対し、行政サービス等への結びつけを行う主体の明確化

私たちが活動を通じてハイリスク家庭を捕捉した際、どこへ連絡することで当該家庭に対し積極的な行政サービス等への結びつけが行われるのかがわかりません。当該家庭と信頼関係を構築し、自身が置かれている状況の自覚を促し、行政サービス等への結びつけをおこなっていただける主体を明確にしていいただければと思います。

2. 要保護児童対策協議会におけるその他の構成員として、子ども食堂等を運営する団体の活用

厚生労働省、市町村児童家庭相談援助指針第5章第18節にも規定されておりますが、児童虐待防止の取組においては、より多くの担い手が必要であると思いますので、民間団体としての位置づけに子ども食堂等を運営する団体との連携も検討していただければと思います。

3. 厚生労働省所管の支援対象児童等見守り強化事業における補助金の積極的な活用

令和2年5月27日に閣議決定された令和2年度第2次補正予算案においては、子どもの見守り体制を強化するため、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等が、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども「等」の、見守りに加え、状況の把握や食事の提供等に要する経費を補助する「支援対象児童等見守り強化事業」を盛り込んでいると思います。

是非、苫小牧市における新たなセーフティネット構築のためにも積極的に活用していただきたく思います。

以上